

(仮称) 新箕面駅前地区まちづくり拠点施設
整備運営事業

入札説明書

平成 30 年 1 月

箕面市

— 目 次 —

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業概要	1
1	事業内容に関する事項.....	1
(1)	事業名称.....	1
(2)	事業の対象となる公共施設.....	1
(3)	公共施設の管理者の名称.....	1
(4)	事業の目的.....	1
(5)	事業の概要.....	2
(6)	事業方式.....	3
(7)	利用料金に関する事項.....	3
(8)	事業期間.....	4
(9)	事業実施スケジュール（予定）.....	4
(10)	事業期間終了時の措置.....	4
(11)	遵守すべき法令等.....	4
2	事業収支に関する事項.....	7
(1)	選定事業者の収入.....	7
(2)	選定事業者の支出.....	7
(3)	収支構造及び算出方法.....	7
(4)	民間収益事業実施者の市への支出.....	8
第 3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	入札に付する事項.....	9
2	民間事業者の募集・選定スケジュール.....	9
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	9
(1)	入札参加者の構成等.....	9
(2)	入札参加者の参加資格要件.....	10
(3)	入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件.....	11
(4)	代表企業及び構成企業の変更.....	12
(5)	入札事務の担当部署.....	12
(6)	低入札価格調査.....	12
4	入札の方法.....	12
(1)	入札説明書等に関する事項.....	12
(2)	入札参加資格確認の手続き.....	13
(3)	入札受付番号の交付等.....	15
(4)	入札の方法.....	15
(5)	入札にあたっての留意事項.....	17
(6)	開札に立会を希望する場合.....	19
5	落札者の決定方法.....	20

(1) 検討会議.....	20
(2) 審査に関する基本的な考え方.....	20
(3) 審査の内容.....	20
(4) 検討結果の公表.....	20
(5) 民間事業者を選定しない場合.....	20
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1 公共施設の立地条件及び整備する施設の概要.....	21
(1) 北側交通広場.....	21
(2) 南側交通広場及び地下駐輪場.....	21
(3) 国道423号高架下駐輪場.....	22
(4) 市道萱野区画道路1号線.....	22
(5) かやの広場.....	22
2 付帯事業について.....	23
(1) 整備・運営する民間収益施設.....	23
(2) その他の付帯事業.....	24
第5 契約に関する基本的な考え方.....	25
1 基本協定の締結について.....	25
2 契約内容の明確化.....	25
3 S P Cについて.....	25
4 特定事業契約の締結.....	25
5 契約保証金.....	25
6 特定事業契約に係る契約書作成費用.....	25
第6 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	26
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	26
(1) 基本的な考え方.....	26
(2) 予想されるリスクと責任分担.....	26
(3) 保険の付保.....	26
2 事業の実施状況のモニタリング（監視・評価）.....	26
(1) 基本的な考え方.....	26
(2) 選定事業者に対する支払額の変更等.....	26
(3) モニタリングの費用.....	26
第7 継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	27
1 事業の継続に関する基本的な考え方.....	27
2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	27
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合.....	27
(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	27
(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	27

3	金融機関と市との協議.....	27
第 8	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	28
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	28
2	管轄裁判所の指定.....	28
第 9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	29
1	法制上、税制上、財務上及び金融上の支援に関する事項.....	29
2	その他支援に関する事項.....	29
第 10	その他特定事業の実施に関する事項.....	30
1	議会の議決.....	30
	(1) 債務負担行為.....	30
	(2) 事業契約.....	30
	(3) 指定管理者の指定.....	30
2	入札に伴う費用分担.....	30
3	情報の公開.....	30
4	本事業に関する市の担当部署.....	30

(別紙)

- ・ (別紙－ 1) リスク分担表

(参考)

- ・ 北部大阪都市計画地区計画

<https://www.city.minoh.lg.jp/machi/chikukeikaku/c-top.html>

第1 入札説明書の定義

箕面市（以下「市」という。）は、「（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業」（現在延伸工事中の北大阪急行線における新駅「（仮称）新箕面駅」前地区において公共施設を整備し運営する事業を、以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により財政資金の効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく特定事業に選定した。

（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業を実施する事業者を選定するため、平成 30 年 1 月 31 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書で、次の書類と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）として公表する。

- ・ 別添資料①「要求水準書」
- ・ 別添資料②「落札者決定基準」
- ・ 別添資料③「様式集」
- ・ 別添資料④「基本協定書（案）」
- ・ 別添資料⑤「付帯事業に関する基本協定書（案）」
- ・ 別添資料⑥「特定事業契約書（案）」
- ・ 別添資料⑦「事業用定期借地権設定契約書（案）」
- ・ 別添資料⑧「付帯事業実施に関する協定書（案）」

なお、本事業に関する実施方針及び実施方針に関する質問・回答と、入札説明書等の記載事項に相違がある場合は、入札説明書等の記載事項を優先する。

また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設

- ① 名称：北側交通広場（バス乗り場）
- ② 名称：南側交通広場（タクシー乗降場等）
- ③ 名称：南側交通広場地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）
- ④ 名称：国道 423 号高架下駐輪場（以下「高架下駐輪場」という。）
- ⑤ 名称：市道萱野区画道路 1 号線（以下「区画道路」という。）
- ⑥ 名称：かやの広場

(3) 公共施設の管理者の名称

箕面市長 倉田 哲郎

(4) 事業の目的

本事業の対象である（仮称）新箕面駅前地区が存する萱野中央地域は、市の市街地の中央部に位置し、国道 171 号と国道 423 号が交差する交通の要衝として、利便性の高い地域である。また一方で、千里川が流れ、背後には箕面の山並みが広がる恵まれた自然資源を有する地域でもある。

これまで市では、萱野中央特定土地区画整理事業により基盤整備を行うほか、地区計

画を定めて、これらの特性を活かし、自然との共生、調和を図りつつ、「新しい箕面の玄関口」として位置づけ、まちづくりを進めてきた。

本事業では、平成32年度に延伸が予定される北大阪急行線の新駅開業にむけて、(仮称)新箕面駅前の交通広場(北側・南側)、駐輪場(地下・高架下)、区画道路の整備、及び駐輪場(地下・高架下)、かやの広場の運営・維持管理を実施する。

また、本事業に付帯する事業(以下「付帯事業」という。)として民間収益施設の提案を併せて求めることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、市内交通の充実と同駅前の賑わい創出を図るとともに、市の財政支出の削減を図り、効果的・効率的に本事業を実施する。

(5) 事業の概要

① 事業の範囲

本事業の範囲は、交通広場(北側・南側)、駐輪場(地下・高架下)、区画道路の整備、及び駐輪場(地下・高架下)、かやの広場の運営・維持管理とする。

また、付帯事業として、事業者は自らの提案に基づき、自己の責任及び費用において民間収益施設の整備、運営等(以下「民間収益事業」という。)を行うこととする。

事業の範囲	交通広場		駐輪場		区画道路	かやの広場
	北側	南側	地下	高架下※1		
施設整備業務						
基本設計業務	—※2	—※2	—※2	—※2	—※2	—
実施設計業務	○	○	○	○	○	—
建設業務	○	○	○	○	○	—
工事監理業務	○	○	○	○	○	—
施設建設に伴う各種申請等の業務	○	○	○	○	○	—
備品等整備業務	○	○	○	○	○	—
その他これらを実施する上で必要な関連業務	○	○	○	○	○	—
施設維持管理業務						
施設保守管理業務(建物・設備)	—	—	○	○	—	○
清掃業務	—	—	○	○	—	○
植栽・外構維持管理業務	—	—	○	○	—	○
廃棄物処理業務	—	—	○	○	—	○
安全管理業務	—	—	○	○	—	○
その他これらを実施する上で必要な関連業務	—	—	○	○	—	○
施設運営業務						
駐輪場運営業務	—	—	○	○	—	—
かやの広場運営業務	—	—	—	—	—	○
付帯事業	必須※3					

※1 高架下駐輪場は2つの駐輪場((仮称)かやの第二駐輪場、(仮称)かやの第三駐輪場)によって構成される。

※2 (仮称)新箕面駅交通広場等基本設計(抜粋版)を基本要件とし、実施設計を実施する。

※3 以下の付帯事業の提案を必須とする。

① 以下の2つの民間収益施設について整備・運営すること。

ア 北側交通広場の土地において、事業者が市有地を定期借地(期間は提案によるものとするが市の承認が必要)することで、自己の責任及び費用において整備、

運営する民間収益施設。

ただし、1階は市が事業者から無償で借家し、選定事業者が本事業でバスロータリー機能を有する北側交通広場を整備する。

なお、事業者は北側交通広場と（仮称）新箕面駅北側改札口（2階に相当する高さに位置する）を結ぶ動線となる昇降施設（階段、エスカレーター、エレベーター）を整備し、一般歩行者に常時開放すること。

- イ （仮称）新箕面駅の高架下の区域において、事業者が市から道路占用の許可を受けることで、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

（注1）ア及びイの民間収益施設を整備するにあたり必要となる箕面市まちづくり推進条例で定める駐車設備は、「みのおキューズモール」の駐車場で最大301台まで確保できる。ただし、上記施設の駐車場を使用する際の経済条件については、周辺事例等を基に合理的な範囲で、上記施設の事業者との協議により決定するものとする。

また、駐輪場は、南側交通広場地下駐輪場で、必要台数を確保できる。ただし、当該台数分の整備費用（実費）を市に支払うこと。整備費用の算出については、本事業で整備する地下駐輪場の整備費用を、当該民間収益施設に必要な台数で按分した金額とする。

（注2）ア及びイの民間収益施設の用途・業種は地域の賑わい創出に資するもので、民間事業者の提案によるものとする。ただし、下記に示す用途・業種は認めない。

- ・建築基準法により建築することができない用途
- ・地域の賑わい創出に支障となる恐れのある用途
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に該当する業種
- ・その他、公序良俗に反する事業または周辺環境を著しく乱す恐れのある業種

②（仮称）新箕面駅から300m程度までの範囲（上記ア、イ、もしくはその他の場所）において、要求水準書に従い、次に掲げる施設を確保すること。

- ・認可保育所（定員は120名程度を期待する）、子どもの遊び場施設、市の出張子育てひろばが行えるキッズスペース、市が選挙の期日前投票所として使用できる屋内スペース。

（6）事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施する。

また、本募集の結果、選定された事業者（以下、「選定事業者」という。）（SPCの組成は任意とする）と市が事業契約を締結し、施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転した上で、選定事業者が事業期間中における施設の運営・維持管理業務を遂行する「BTO（Build-Transfer-Operate）方式」により実施する。

なお、施設の運営・維持管理には、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、箕面市議会の議決を経た上で、選定事業者（駐輪場（地下・高架下）及びかやの広場の運営・維持管理業務を担う）を指定管理者として指定する。

（7）利用料金に関する事項

本事業における施設の利用料金については、市の承認を得て、選定事業者において定めることができるものとする。

(8) 事業期間

事業契約締結日から平成 48 年 3 月末までの期間とする。

(9) 事業実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
事業契約締結日～平成 33 年 3 月	公共施設の施設整備業務の期間
平成 33 年 3 月	公共施設の引渡及び所有権移転期限
平成 33 年 4 月	公共施設及び付帯事業の供用開始
平成 48 年 3 月	事業期間終了

(10) 事業期間終了時の措置

選定事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。なお、市は事業期間の終了後の公共施設の運営・維持管理業務について、必要に応じ選定事業者と協議する。

(11) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき主な法令等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

① 法律・政省令等

- (一) 民法(明治 29 年法律第 89 号)
- (二) 不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)
- (三) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (四) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (五) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)
- (六) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- (七) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
- (八) 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)
- (九) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)
- (一〇) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
- (一一) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (一二) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
- (一三) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
- (一四) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)
- (一五) 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
- (一六) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- (一七) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- (一八) 危険物の規則に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)
- (一九) 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)
- (二〇) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- (二一) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- (二二) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- (二三) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (二四) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- (二五) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- (二六) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- (二七) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- (二八) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (二九) 警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)
- (三〇) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)

- (三一) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- (三二) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- (三三) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
- (三四) 借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)
- (三五) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)
- (三六) 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)
- (三七) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- (三八) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)
- (三九) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- (四〇) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
- (四一) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
- (四二) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)
- (四三) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (四四) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)
- (四五) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)
- (四六) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)
- (四七) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- (四八) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(2017 年度から)
- (四九) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
- (五〇) 道路構造令(昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号)
- (五一) その他関連する法律・政省令等

② 条例・規則等

- (一) 大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号)
- (二) 大阪府都市公園条例(昭和 32 年大阪府条例第 30 号)
- (三) 大阪府建築基準法施行条例(昭和 46 年大阪府条例第 4 号)
- (四) 大阪府自然環境保全条例(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)
- (五) 大阪府福祉のまちづくり条例(平成 4 年大阪府条例第 36 号)
- (六) 大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号)
- (七) 大阪府景観条例(平成 10 年大阪府条例第 44 号)
- (八) 大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成 17 年大阪府条例第 100 号)
- (九) 大阪府建築物の敷地等における緑化を促進する制度(平成 18 年)
- (一〇) 大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(平成 25 年大阪府条例第 12 号)
- (一一) 箕面市下水道条例(昭和 44 年条例第 3 号)
- (一二) 箕面市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)
- (一三) 箕面市都市公園条例(昭和 50 年条例第 15 号)
- (一四) 箕面市立自転車駐車場条例(昭和 55 年条例第 20 号)
- (一五) 箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)
- (一六) 箕面市個人情報保護条例(平成 2 年規則第 35 号)
- (一七) 箕面市まちづくり推進条例(平成 9 年条例第 22 号)
- (一八) 箕面市文化財保護条例(平成 9 年条例第 10 号)
- (一九) 箕面市水道事業給水条例(平成 9 年条例第 22 号)
- (二〇) 箕面市建築基準法施行条例(平成 12 年条例第 63 号)
- (二一) 箕面市都市景観条例(平成 19 年条例第 35 号)
- (二二) 箕面市における大阪府福祉のまちづくり条例の施行に関する細則(平成 21 年規則第 81 条)

- (二三) 箕面市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則(平成 22 年規則台 90 号)
- (二四) 上記の他、関連する大阪府及び箕面市条例・規則等

2 事業収支に関する事項

(1) 選定事業者の収入

① 施設の整備に係る対価

施設の整備に係る費用については、施設整備業務期間中の毎年度で出来高に応じて支払う予定である。

② 施設の運営・維持管理業務に係る対価

本事業において整備する施設のうち、駐輪場（地下・高架下）及びかやの広場の利用に係る施設利用料は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を導入し、選定事業者は、各施設の利用料金を自らの収入とする。

施設の運営・維持管理業務に係る対価については、選定事業者が利用者から徴収する利用料金により賄う予定とし、その黒字相当額の一部を市へ納付することを期待している。

(2) 選定事業者の支出

① 施設の整備業務に係る費用（以下「施設整備費」という。）

前記1.(5)事業の概要に示す施設整備業務の範囲を実施するのに必要な費用とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

② 施設の運営・維持管理業務に係る費用（以下「運営・維持管理費」という。）

前記1.(5)事業の概要に示す施設維持管理業務及び施設運営業務の範囲を実施するのに必要な費用とする。

③ 市への納付金

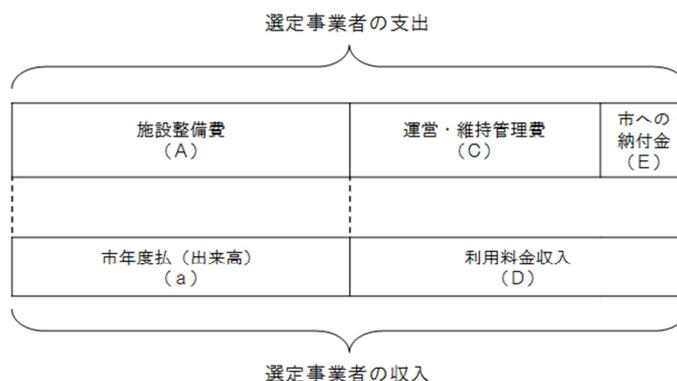
利用料金制度を導入するため、事業期間で想定する収支が相償うことが必要なことから、想定される黒字相当額の一部を市への納付金とする。

(3) 収支構造及び算出方法

本事業は、事業期間内で想定する収支が相償うことが必要となる。本事業は、選定事業者が利用者から徴収する駐輪場（地下・高架下）及びかやの広場の利用料金により賄うものとし、その黒字相当額の一部を市へ納付することとなる。

なお、事業実施後の実質収支（市への納付金を含む）については、黒字であれば選定事業者の収入となり、赤字になれば選定事業者のリスク（損失）となるものである。

<収支構造>



(4) 民間収益事業実施者の市への支出

① 定期借地に係る市への地代

北側交通広場の土地において、事業者が市有地を定期借地するうえで市に支払う地代とする。

② 道路占用に係る市への占用料

(仮称)新箕面駅の高架下の区域において、事業者が市から道路占用の許可を受けるうえで、市に支払う占用料とする。

③ 民間収益施設に係る市への駐輪場負担金

民間収益施設を整備するにあたり必要となる箕面市まちづくり推進条例で定める駐車設備を確保するため、本事業で整備する地下駐輪場の整備費用のうち、当該民間収益施設に必要な台数で按分した費用(負担金)とする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 入札に付する事項

- ①名称 (仮称) 新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業
- ②業務期間 契約締結日から平成 48 年 3 月 31 日まで
- ③業務内容 別添資料①「要求水準書」を参照
- ④入札方式 総合評価一般競争入札方式とする。
- ⑤履行場所 大阪府箕面市西宿 1 丁目地内
- ⑥予定価格 1,598,968 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- ⑦低入札価格調査制度 設ける

2 民間事業者の募集・選定スケジュール

民間事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
平成 30 年 1 月 31 日	入札公告 (入札説明書、要求水準書、基本協定案等)
平成 30 年 1 月 31 日 ～ 2 月 9 日	入札説明書等に関する質疑の受付
平成 30 年 2 月 13 日 ～ 2 月 16 日	入札説明書等に関する質疑の回答
平成 30 年 3 月 2 日 ～ 3 月 9 日	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
平成 30 年 3 月 16 日 (予定)	参加資格確認結果通知
平成 30 年 3 月 23 日 ～ 3 月 30 日	提案書の受付
平成 30 年 4 月 23 日 (予定)	提案書の審査・面接審査 (プレゼンテーション)
平成 30 年 4 月 27 日 (予定)	落札者決定・公表
平成 30 年 5 月 14 日 (予定)	仮契約の締結
平成 30 年 6 月下旬	市議会の議決 (本契約・指定管理者の指定)
平成 30 年 6 月下旬	本契約締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ・入札参加者は、単独企業 (以下「入札参加企業」という。) 又は複数の企業によって構成されるグループ (以下「入札参加グループ」とする。)
- ・入札参加グループは、応募手続を代表して行う企業 (以下「代表企業」という。) を定めるものとし、代表企業以外の構成員を「構成企業」という。
- ・入札参加グループが、SPC を設立する場合は、代表企業及び構成企業は、SPC に必ず出資すること。入札参加企業の場合も、新たに SPC を設立することなく入札参加企業自らが選定事業者となることを選択できるものとする。
- ・入札参加グループは、参加表明書の提出時において、代表企業及び構成企業それぞれの担当業務 (設計、建設、工事監理、運営・維持管理及び SPC 運営管理業務等) を明らかにすること。

- ・なお、入札参加者以外の者で、選定事業者から「第2 事業概要」1(5)①に示す業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下、「協力企業」という。）についても、参加表明書の提出時において、明らかにすること。
- ・入札参加者及び協力企業には、下記の(ア)～(カ)に掲げる企業を必ず含むものとする。
 - (ア) 交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の設計業務を行う企業（以下「設計実施者」という。）
 - (イ) 交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理実施者」という。）
 - (ウ) 交通広場（北側・南側）、駐輪場（地下・高架下）、区画道路の建設業務を行う企業（以下「建設実施者」という。）
 - (エ) かやの広場の運営・維持管理業務を行う企業（以下「かやの広場運営・維持管理者」という。）
 - (オ) 駐輪場（地下・高架下）の運営・維持管理業務を行う企業（以下「駐輪場運営・維持管理者」という。）
 - (カ) 民間収益事業を実施する企業（以下「民間収益事業実施者」という。）

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者及び協力企業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

要件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに要件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 引き続き2年以上その営業を行っていること。
- エ 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- キ 本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- ク 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- ケ 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- コ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。
 - ・アドバイザー 株式会社地域計画建築研究所 大阪府大阪市中央区

建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 資格審査要綱第6条に規定する土木工事及び建築工事における等級区分がAであること。

⑤ かやの広場運営・維持管理者

ア 過去10年以内にイベント等を行うことが可能な空地、オープンスペース、広場、公園等（民間施設も可）の運営・維持管理実績があること。

⑥ 駐輪場運営・維持管理者

ア 過去10年以内に不特定多数の者から料金を徴収して時間貸ししている駐車場又は駐輪場の運営・維持管理実績があること。

⑦ 民間収益事業実施者

ア 過去10年以内に大規模店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定される大規模小売店舗の運営実績があること。

(4) 代表企業及び構成企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、事業契約締結前であれば、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがある。

(5) 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 総務部 契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL:072-724-6714）

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

(6) 低入札価格調査

入札額において、市が必要であると認めるときは、当該入札者に積算資料の提出及びその根拠の説明の聴取、その他必要な措置（以下「調査」という。）を講ずる。

当該調査において、業務内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該入札者を落札者としなない。

4 入札の方法

(1) 入札説明書等に関する事項

① 北側交通広場地下埋設物資料の配布

北側交通広場における地下埋設物関係資料の配布を次の要領で行う。

ア 申込方法

参加者（代表者）の所属及び氏名、住所を記載し、電子メールにて申し込むこと。市は、随時確認した旨の電子メールを返信する。返信後に、提出先で「北側交通広場地下埋設物資料」をCD-Rで配布を行う。

イ 提出先

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 地域創造部 北急まちづくり推進室

TEL 072-724-6744

FAX 072-722-7655

メールアドレス machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「北側交通広場地下埋設物資料の配布（事業者名）」とする。

② 質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を次の要領で行う。

ア 受付期間

入札公告の日から平成30年2月9日（金）午後5時まで

イ 受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（様式1-1,1-2）」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。市は、随時確認した旨のメールを返信する。

質問・意見書のファイル形式	Microsoft Word
提出先	箕面市 地域創造部 北急まちづくり推進室
提出先メールアドレス	machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業入札説明書等に関する質問書（事業者名）」とする。

③ 質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答・公表を次の要領で行う。これらの回答については、必要に応じて入札説明書に反映する。

ア 公表日（予定）

質問が提出された順に平成30年2月16日（金）までに随時公表する。

イ 公表方法

質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、箕面市のホームページへの掲載によって行う。なお、質問者の企業名等は公表しないものとする。

なお、市は、質問・意見に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問・意見に関し、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

ホームページアドレス：<http://www.city.minoh.lg.jp/machidukuri/shinminohpfi.html>

(2) 入札参加資格確認の手続き

入札に参加しようとする事業者は、入札参加表明書その他入札参加資格審査に必要な書類を提出し、審査を受けなければならない。

なお、提出する書類①の詳細は、様式集を参照すること。

また、箕面市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、下記の書類②は省略することができる。

① 提出期間

平成30年3月2日（金）～平成30年3月9日（金）

土曜日及び日曜日を除く毎日、9:30から17:00まで

ただし、郵送による場合は、平成 30 年 3 月 16 日までに必着のこと。

② 提出先

〒562-0003 大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号
 箕面市 地域創造部 北急まちづくり推進室
 TEL 072-724-6744
 FAX 072-722-7655

③ 提出方法

提出書類は A4 サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、取り外しが可能なものとし、正本 1 部、副本 3 部を提出すること。提出は、提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとし、Eメール又は FAX によるものは受け付けない。

書 類①	様式
入札参加表明書	2-1
委任状	2-2
入札参加資格確認申請書	2-3
入札参加資格確認申請書表紙	2-4
誓約書（応募グループ構成企業表）	2-5
応募グループ構成企業連絡先一覧	2-6
設計実施者に関する資格	2-7
工事監理実施者（建築工事）に関する資格	2-8
工事監理実施者（土木工事）に関する資格	2-9
建設実施者に関する資格	2-10
かやの広場運営・維持管理者に関する資格	2-11
駐輪場運営・維持管理者に関する資格	2-12
民間収益事業実施者に関する資格	2-13

書 類②	建設	設計・監理	運営
資格審査申請書兼使用印鑑届	●	●	●
登記簿謄本	●	●	●
許可・登録・認可証明書	●	●	○
法人税・消費税の納税証明書	●	●	●
法人事業税の納税証明書	●	●	●
法人市民税の納税証明書	○	○	○
印鑑証明書	●	●	●
技術者経歴書	●	●	○
委任状	○	○	○
建退共加入・履行証明書	●		
経営規模等評価結果 総合評定通知書	●		
業者カード・経歴一覧表	●	●	●
電算入力票	●	●	●
営業所所在地等報告書	○	○	○
ISO 認証資格の証明	○	○	○
誓約書（暴力団員不当行為防止）	●	●	●

●：必須のもの ○：該当する方のみ

④ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は平成 30 年 3 月 16 日（金）をめどに「総合評価一般競争入札参加資格確認結果通知書」として通知する。なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(3) 入札受付番号の交付等

本事業における入札書類等の各書類の右下所定欄に提案受付番号を記載するため、入札参加者は以下の要領で事前に提案受付番号の交付を受けるものとする。

① 請求期間

入札説明書等に関する質問に対する回答の公表日から
平成 30 年 3 月 9 日（金） 午後 5 時まで

② 請求方法

電子メールに「入札受付番号請求書（様式 4）」を添付して申請する。
電子メールアドレス：machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業入札参加
表明書（事業者名）」とする。

③ 交付方法

平成 30 年 3 月 16 日（金）までに、上記の「入札受付番号請求書」に記載の電子
メールに入札受付番号を随時返送する。

(4) 入札の方法

① 入札書類の提出

入札参加者は、施設整備費提案書、納付金提案書、事業提案書を以下の要領にて持
参すること。

ア 入札書類等の提出日時

平成 30 年 3 月 23 日（金）から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで
午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

〒562-0003 大阪府箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号
箕面市 総務部 契約検査室（箕面市役所別館 6 階 TEL:072-724-6714）

② 入札保証金

免除する。

③ 提出書類等

各様式は様式集記載の作成要領に従い作成すること。

ア 入札価格、提案金額に関する提出書類

下表様式を封筒に入れ密封し、「入札書在中」と明記の上、入札参加者名を表記
して 1 部提出すること。

書 類	様式
施設整備費提案書	4-1
施設整備費内訳書	4-2
納付金提案書	4-3

納付金内訳書	4-4
--------	-----

イ 事業提案書に関する提出書類

事業提案書は、各様式の所定の欄に、(3)で交付する入札受付番号を記載すること。
提出書類は A4 サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、取り外しが可能なものと
し、正本 1 部、副本 19 部及び入札書類のデータを保存した電子媒体 (CD-ROM)
2 部を提出すること。なお、入札書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
その他入札書類の具体的な内容は、様式集を参照のこと。

書 類	様式
事業提案書提出書	5-1
要求水準等に関する確認書	5-2
事業提案書表紙	5-3
(1) 団体及び施設管理共通事項に関する提案書	
<団体に関する評価>	
自己資本比率の状況	6-1
流動比率の状況	6-2
経常利益の状況	6-3
過去 3 年の決算状況 (赤字の有無)	6-4
キャッシュフローの状況	6-5
品質 ISO 認証 (9001 等) の取得状況	6-6
障害者雇用率	6-7
<施設管理共通事項に関する評価>	
配置予定責任者の業務実績	6-8
配置予定責任者の業務内容に関する専門知識等	6-9
研修計画	6-10
施設整備業務における市内業者への外注計画	6-11
運営・維持管理業務における市内業者への外注計画	6-12
運営・維持管理業務における箕面市シルバー人材センターへの外注計画	6-13
運営・維持管理業務における市内居住者の雇用	6-14
(2) 施設の整備及び運営・維持管理に関する評価	
<事業計画>	
収支計画	7-1
リスク管理計画	7-2
<施設整備計画>	
①全体計画	7-3
②北側交通広場・南側交通広場・区画道路	7-4
③地下駐輪場・高架下駐輪場	7-5
<施設維持管理・運営業務に関する事項>	
施設維持管理計画	7-6
施設運営計画	7-7
<付帯事業に関する事項>	
付帯事業	7-8
保育施設設置計画書	7-9
経営者一覧表	7-10
(3) 設計図面	
<全体計画>	

全体配置図	8-1
外観透視図（鳥瞰）	8-2
外観透視図（目線）	8-3
<北側交通広場>	
平面図	8-4
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-5
<南側交通広場>	
平面図	8-6
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-7
<区画道路>	
平面図	8-8
設計説明書（仕上表等を含む）	8-9
<地下駐輪場>	
平面図	8-10
断面図	8-11
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-12
<高架下駐車場>	
平面図	8-13
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-14
<付帯事業 ア 北側交通広場の立体利用>	
配置図	8-15
各階平面図	8-16
立面図	8-17
断面図	8-18
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-19
<付帯事業 イ（仮称）新箕面駅高架下の活用>	
配置図	8-20
平面図	8-21
立面図・断面図	8-22
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-23
<付帯事業 その他>	
配置図	8-24
平面図	8-25
立面図・断面図	8-26
設計説明書（面積表・仕上表・設備概要等を含む）	8-27
（４）提案概要書	9
（５）工程計画	10

(5) 入札にあたっての留意事項

① 入札説明書の承諾

入札参加者は、本入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

② 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

③ 入札の棄権

入札受付番号の交付を受けた入札参加者が、入札書類等の提出期限までに当該書

類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

④ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 23 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

⑤ 入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

⑥ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格がない者による入札
- イ 委任状を持参しない代理人による入札
- ウ 入札書類等に虚偽の記載をした者による入札
- エ 記名押印のない入札書による入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- カ 入札参加者及びその代理人のした 2 以上の入札
- キ その他入札に関する条件に違反した入札

⑦ 本件事業に関する提案内容を記載した事業計画書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する事業計画書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は事業計画書の全部又は一部（箕面市情報公開条例に基づき、事業者の正当な利益等に関して市は配慮する。）を使用できるものとする。

イ 特許権等

事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてそれを提出した入札参加者が負うものとする。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、事業計画書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

⑧ その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めることがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

(6) 開札に立会を希望する場合

開札に立会を希望する場合は、以下の要領で申し出ること。

開札日時：平成 30 年 3 月 30 日（金）午後 5 時

開札場所：箕面市役所別館 6 階入札室

- ① 開札立会参加申請書（様式 12）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- ② 申込期限：平成 30 年 3 月 28 日（水）正午まで（必着）
- ③ 電子メールアドレス：machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「(仮称) 新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業開札立会参加申請書（事業者名）」とする。

5 落札者の決定方法

(1) 検討会議

審査は、学識経験者等で構成する「(仮称)新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業者検討会議」(以下「検討会議」という。)落札者決定基準に基づき行う。審査会の構成員は次のとおりである。

名前	役職名
柿谷 武志	箕面市 副市長
土井 健司	大阪大学大学院工学研究科教授
柳原 健治	柳原経営会計事務所公認会計士・税理士
肥爪 慶一郎	箕面市 みどりまちづくり部長
木村 均	箕面市 子ども未来創造局担当部長

(2) 審査に関する基本的な考え方

検討会議において、書面審査と面接審査(プレゼンテーション)を行い、総合的に採点した結果をもとに、落札の候補者を決定する。

なお、入札参加グループの代表企業又は構成企業が落札の候補者の決定までに検討会議の構成員に対し、民間事業者の選定に関して自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 審査の内容

① 書類審査

提案書類に基づく書類審査を行う。

② 面接審査

検討会議構成員との面接・質疑応答を行う。

(4) 検討結果の公表

事業者の選定を行った場合は、選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(5) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設の立地条件及び整備する施設の概要

敷地並びに整備、運営・維持管理する施設の概要は、以下に示すとおりである。

(1) 北側交通広場

	項目	概要
敷地条件	所在地	箕面市西宿1丁目地内
	用途地域	商業地域
	防火地域	防火地域
	敷地面積	約 5,000 m ²
	指定容積率	400%
	指定建ぺい率	80%
	高度地区	第8種高度地区（建築物の高さの最高限度は31m）
	地区計画	萱野中央地区地区計画
	都市施設	220-1（仮称）新箕面駅北側交通広場 ※立体都市計画制度を活用
整備概要	バスロータリー	路線バス、オレンジゆずるバス、高速バス：9バース 待機場6台

(2) 南側交通広場及び地下駐輪場

	項目	概要
敷地条件	所在地	箕面市西宿1丁目地内
	用途地域	準住居地域・第2種住居地域
	防火地域	法22条区域
	敷地面積	約 2,200 m ²
	指定容積率	200%
	指定建ぺい率	60%
	高度地区	第6種高度地区（建築物の高さの最高限度は22m）
	地区計画	萱野中央地区地区計画区域
	都市施設	220-2（仮称）新箕面駅南側交通広場
整備概要	タクシー等ロータリー	タクシー：乗車1バース、待機場10台 送迎バス（大型）：乗車1バース、降車1バース 送迎バス（小型）：乗降1バース 身障者用車両：乗降1バース
	地下駐輪場	自転車：1,162台以上

(3) 国道 423 号高架下駐輪場

	項目	概要
整備概要	「(仮称) かやの第二駐輪場」 「(仮称) かやの第三駐輪場」	原動機付自転車：433 台以上 自動二輪車：98 台以上

(4) 市道萱野区画道路 1 号線

	項目	概要
整備概要	市道萱野区画道路 1 号線	切削オーバーレイ (車道部)、道路照明灯設置、区画線設置、縁石・街渠設置、薄層カラー舗装等

(5) かやの広場

	項目	概要
整備概要	かやの広場	約 1,900 m ² ※原則として現在のかやの広場と同様の機能を維持する

2 付帯事業について

市は広く施設周辺の地域の魅力を高めるため、民間収益事業の提案を求める。また、付帯事業に関し、（ア）の定期借地権設定と（イ）の道路占用にあたり、その対価を市に納付する提案を求める。また、付帯事業は市や警察等関係機関と協議し、それらの承認を得た上で実現する。

なお、提案した民間収益事業実施者が民間収益事業を実施することが出来ない場合には、民間収益事業実施者に違約金を求めること等、ペナルティを課すことを検討している。

(1) 整備・運営する民間収益施設

ア 北側交通広場の土地において、事業者が市有地を定期借地（期間は提案によるものとするが市の承認が必要）することで、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

ただし、1階は市が事業者から無償で借家し、選定事業者が本事業でバスロータリー機能を有する北側交通広場を整備する。

なお、事業者は北側交通広場と（仮称）新箕面駅北側改札口（2階に相当する高さに位置する）を結ぶ動線となる昇降施設（階段、エスカレータ、エレベータ）を整備し、一般歩行者に常時開放すること。

イ （仮称）新箕面駅の高架下の区域において、事業者が市から道路占用の許可を受けることで、自己の責任及び費用において整備、運営する民間収益施設。

	項目	概要
敷地条件	所在地	箕面市西宿1丁目地内
	用途地域	商業地域
	防火地域	防火地域
	敷地面積	約1,000㎡
	指定容積率	400%
	指定建ぺい率	80%
	高度地区	第8種高度地区（建築物の高さの最高限度は31m）
	地区計画	萱野中央地区地区計画
都市施設	9・6・220-2 船場西宿線	

（注1）ア及びイの民間収益施設を整備するにあたり必要となる箕面市まちづくり推進条例で定める駐車設備は、「みのおキューズモール」の駐車場で最大301台まで確保できる。ただし、上記施設の駐車場を使用する際の経済条件については、周辺事例等を基に合理的な範囲で、上記施設の事業者との協議により決定するものとする。

また、駐輪場は、南側交通広場地下駐輪場で、必要台数を確保できる。ただし、当該台数分の整備費用（実費）を市に支払うこと。整備費用の算出については、本事業で整備する地下駐輪場の整備費用を、当該民間収益施設に必要な台数で按分した金額とする。

（注2）ア及びイの民間収益施設の用途・業種は地域の賑わい創出に資するもので、民間事業者の提案によるものとする。ただし、下記に示す用途・業種は認めない。

- ・建築基準法により建築することができない用途
- ・地域の賑わい創出に支障となる恐れのある用途
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に該当する業種
- ・その他、公序良俗に反する事業または周辺環境を著しく乱す恐れのある業種

(2) その他の付帯事業

(仮称)新箕面駅から300m程度までの範囲(上記ア、イ、もしくはその他の場所)において、要求水準書に従い、次に掲げる施設を確保すること。

- ・ 認可保育所(定員は120名程度を期待する)、子どもの遊び場施設、市の出張子育てひろばが行えるキッズスペース、市が選挙の期日前投票所として使用できる屋内スペース。

第5 契約に関する基本的な考え方

1 基本協定の締結について

市は、本事業に係る落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2 契約内容の明確化

市と落札者は、別添資料「特定事業契約書（案）」と提案内容に基づき、契約内容を明確にするための協議を行うものとする。

3 S P Cについて

S P Cを設立する場合は、箕面市内に設立し、事業期間中は移転しないものとする。

なお、入札参加グループのうち、代表企業は必ずS P Cに対して出資し、株主の中で最も多く株式を保有する株主でなければならない。また、代表企業及び構成企業全体での出資比率は、S P Cの全株式の50%を超えるものとし、S P Cの株式については、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。

※S P Cを設立した場合については、整備や運営管理など取組業務の性質が変更するタイミング等によって、その資本割合の変更を可とし、それに伴って代表企業の変更も可とする。ただし、変更する場合は必ず市の承諾を得ること。

4 特定事業契約の締結

停止条件付き契約（議会の議決を必要とする）は、P F I 法第9条及び地方自治法第244条の2の規定に基づいて箕面市議会の議決が成されたのちに、本契約となるものである。

5 契約保証金

事業者は、市に対し、契約保証金として、特定事業契約書（案）別紙9に示す施設整備費の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。次項で同じ。）の10分の3相当額を預託、又は履行保証保険による保証を付けなければならない。

6 特定事業契約に係る契約書作成費用

特定事業契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

第6 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 基本的な考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、原則として、そのリスクについて帰責性のあるものが、そのリスクを負担することとし、不可抗力及び法令変更等、市又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市と選定事業者との役割分担及びリスクへの対応能力、管理能力等の観点から、リスクを負担するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の基本的なリスク分担については、(別紙ー1) リスク分担表及び別添資料「特定事業契約書(案)」に記載のとおりである。

(3) 保険の付保

選定事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

2 事業の実施状況のモニタリング(監視・評価)

(1) 基本的な考え方

市は、本事業が継続的かつ安定的に行われることを目的として、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び選定事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況に応じて定期的に、又は必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの具体的な実施方法は別添資料「特定事業契約書(案)」に記載のとおりである。

(2) 選定事業者に対する支払額の変更等

モニタリングの結果、事業契約書に定める要求水準が満たされていない場合、違約金の徴収、改善勧告、契約解除等を行うことがある。支払額の減額等の考え方については、別添資料「特定事業契約書(案)」に記載のとおりである。

(3) モニタリングの費用

市が行うモニタリングに係る費用は、市が負担する。

第7 継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業においては、予定された期日までに選定事業者により施設の整備が行われ、また、事業期間中の運營業務が効果的・効率的かつ安定的・継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由を予め具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。基本的な方針は以下のとおりであるが、詳細は、別添資料「特定事業契約書(案)」に定める。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市は、事業契約書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその懸念が生じた場合は、市は選定事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合は、事業契約を解約することができるものとする。

この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業契約を解約することができるものとする。

この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3 金融機関と市との協議

本事業の継続性を確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等との協議を行い、また、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第8 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に

関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、別添資料「特定事業契約書（案）」に定める具体的措置に従う。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上、税制上、財務上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者がPFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は選定事業者がそうした措置及び支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、国の社会資本整備総合交付金の活用を予定しており、選定事業者は市が本事業に係る交付金を申請するにあたり、市が行う作業につき、協力を行うものとする。

なお、市は、選定事業者に対する出資、保証等の支援は行わない。

2 その他支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力を行う。

第10 その他特定事業の実施に関する事項

1 議会の議決

(1) 債務負担行為

市は、本事業の実施に必要な施設の整備にかかる費用を選定事業者に支払うために、地方自治法第214条に規定する債務負担行為の設定に関する議案を、平成29年12月の定例市議会に提出し、議決を得ている。

(2) 事業契約

市は、事業契約の締結にあたっては、平成30年6月開催の市議会の議決を経るものとする。

(3) 指定管理者の指定

市は市議会の議決を経た上で、選定事業者を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の基づく「指定管理者」に指定する予定である。なお、選定事業者は箕面市立駐車場条例施行規則及び箕面市立かやの広場条例施行規則に基づく指定管理者の指定手続きに必要な書類を市に提出するものとする。

2 入札に伴う費用分担

入札参加者の入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 情報の公開

本事業に関する情報は、適宜かつ速やかに、ホームページ等を通じて公表する。

4 本事業に関する市の担当部署

〒562-0003

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 地域創造部 北急まちづくり推進室

TEL 072-724-6744

FAX 072-722-7655

電子メールアドレス：machidukuri@maple.city.minoh.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.minoh.lg.jp/machidukuri/>